第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日

第４章　経過措置

１　第１章の規定にかかわらず、区分番号Ａ１０３に掲げる精神病棟入院基本料のうち18対１入院基本料及び20対１入院基本料は、同章に規定する当該診療料の算定要件を満たす保険医療機関のうち医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第43条の２に規定する病院以外の病院である保険医療機関においてのみ、当該診療料を算定する病棟として届出を行った病棟に入院している患者について、当分の間、算定できるものとする。

２　第２章の規定にかかわらず、次に掲げる診療料は、平成26年３月31日までの間に限り、算定できるものとする。

イ　区分番号Ｄ２０８の４に掲げるバリストカルジオグラフ

ロ　区分番号Ｄ２８９の２に掲げるキシローゼ試験

ハ　区分番号Ｄ２９３の３に掲げる心機能検査（心拍出量測定を含む。）

ニ　区分番号Ｄ２９３の４に掲げる肺局所機能検査及び脳局所血流検査

ホ　区分番号Ｍ００１の２に掲げるコバルト^{60}遠隔大量照射

ヘ　区分番号Ｍ００４の２のロに掲げる旧型コバルト腔内照射装置を用いた場合

３　平成24年６月30日までの間における区分番号Ａ２０８の注１及び注２、区分番号Ａ２１２の注１及び注２、区分番号Ａ２２１－２の注、区分番号Ｂ００１の３の注１及び注２、区分番号Ｂ００１の９の注、区分番号Ｂ００１の10の注、区分番号Ｂ００１の11の注、区分番号Ｂ００１の16の注１並びに区分番号Ｂ００１－３の注１の規定の適用については、「別に厚生労働大臣が定める基準を満たす保険医療機関」とあるのは、「保険医療機関」とする。

４　平成24年６月30日までの間における区分番号Ｂ００１の４の注、区分番号Ｂ００１の５の注１、区分番号Ｂ００１の18の注１及び区分番号Ｂ００１－２－３の注の規定の適用については、「別に厚生労働大臣が定める基準を満たす小児科」とあるのは、「小児科」とする。

５　平成24年９月30日までの間における区分番号Ａ１００の注８の規定の適用については、「13対１入院基本料又は15対１入院基本料を算定する病棟以外の病棟においては、特定患者」とあるのは、「特定患者」とする。

６　平成24年３月31日において現に診療報酬の算定方法の一部を改正する件（平成24年厚生労働省告示第76号）による改正前の区分番号Ａ３０８－２に掲げる亜急性期入院医療管理料の亜急性期入院医療管理料１を算定している患者であって、同年４月１日以降継続して亜急性期入院医療管理料１又は亜急性期入院医療管理料２を算定するものに係る区分番号Ａ３０８－２の注１に規定の適用については、「60日」とあるのは、「90日」とする。

別表第二

歯科診療報酬点数表

［目次］

第１章　基本診療料
第１部　初・再診料
第１節　初診料
第２節　再診料
第２部　入院料等
第１節　入院基本料
第２節　入院基本料等加算
第３節　特定入院料
第４節　短期滞在手術基本料
第２章　特掲診療料
第１部　医学管理等
第２部　在宅医療
第３部　検査
第１節　検査料
第２節　薬剤料
第４部　画像診断
第１節　診断料
第２節　撮影料
第３節　基本的エックス線診断料
第４節　フィルム及び造影剤料
第５部　投薬
第１節　調剤料
第２節　処方料
第３節　薬剤料
第４節　特定保険医療材料料
第５節　処方せん料
第６節　調剤技術基本料
第６部　注射
第１節　注射料
第１款　注射実施料
第２款　無菌製剤処理料
第２節　薬剤料
第３節　特定保険医療材料料
第７部　リハビリテーション
第１節　リハビリテーション料
第２節　薬剤料
第８部　処置
第１節　処置料
第２節　処置医療機器等加算
第３節　特定薬剤料
第４節　特定保険医療材料料
第９部　手術
第１節　手術料
第２節　輸血料
第３節　手術医療機器等加算
第４節　薬剤料
第５節　特定薬剤料
第６節　特定保険医療材料料
第10部　麻酔
第１節　麻酔料
第２節　薬剤料
第３節　特定保険医療材料料
第11部　放射線治療
第12部　歯冠修復及び欠損補綴
第１節　歯冠修復及び欠損補綴料
第２節　削除
第３節　特定保険医療材料料